

# キャリアパス規定

## 第1条 目的

本規程は、K's-investment株式会社における職員の任用、昇格および賃金体系等に関する基本的事項を定め、職員の能力開発を促進するとともに、公正かつ適正な待遇を図ることを目的とする。なお、待遇改善加算は原則、基本給に含めるものとし、支給に関する決定は役員が行うものとする。

## 第2条 任用区分と要件（キャリアパス要件Ⅰ・キャリアパス要件Ⅲ）

職位	職責と職務内容	必要経験年数	必須資格と任用要件
初級職	通常業務の遂行 日常生活支援・簡易な記録	一	不問
中級職	通常業務に加え後輩の指導をする 日常生活支援・記録業務・リーダー業務	1年程度	強度行動障害 基礎研修 実践研修
上級職	高度な業務の遂行 日常生活支援・後輩指導・チーム全体の指導や調整	2~3年程度	強度行動障害 基礎研修 実践研修 初任者研修
管理職	部門の運営責任を負う サービス全体の統括・運営管理・関係機関連携	3年以上程度	介護副福祉士 サービス管理責任者

## 第3条 賃金体系（キャリアパス要件Ⅰ・キャリアパス要件Ⅱ・月額賃金改善要件）

賃金は、役職・職責・職務内容に応じて設定する。以下に賃金水準を示す。

職位	月額
初級職	220,000円程度
中級職	250,000円程度
上級職	300,000円程度
管理職	350,000円程度

#### 第4条 昇給の基準（キャリアパス要件Ⅲ・月額賃金改善要件）

昇給は、以下の3軸を基本とし、経験・資格・評価を総合的に勘案して決定する。

- ① 経験年数（実務経験の蓄積）
- ② 資格（取得資格および職務に必要な研修修了）
- ③ 評価（勤務態度・専門性・利用者支援への貢献度）

※ 昇給の判断は、上記3つの要素のいずれか、またはその組み合わせに基づき、年に一回以上役員が総合的に行うものとする。

また、月額資格手当を以下に示す。

資格名	月額資格手当
サービス管理責任者	10,000円
強度行動障害研修	5,000円

※強度行動障害研修に関しては対象利用者がいるホームに限る

#### 第5条 職員の資質向上（キャリアパス要件Ⅱ）

事業所は、介護職員の資質向上を図るため、研修への参加および資格取得に対する支援を積極的に行うものとする。支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 勤務シフトの調整
2. 有給休暇の付与
3. 研修参加費および資格取得費用の補助

## 第6条 運用および周知（キャリアパス要件Ⅰ）

1. 本規定は、職員の職務内容および処遇の透明性を高めるため、全職員に周知するものとする
2. 本規定の内容は、法令改正、制度変更、事業所運営状況に応じて隨時見直すものとする。

## 第7条 月額賃金改善要件

介護職員等処遇改善加算Ⅳ（福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ）に相当する額の二分の一以上を各手当として月額支給するものとする。

## 第8条 職場環境改善要件

外部の専門家の助言を受け、別紙として定める。

（付則）

本規定は、令和6年4月1日より施行する。